特定事業所集中減算届出に係る必要提出書類

|  |  |
| --- | --- |
| 正当な理由の内容 | 提出書類 |
| １　居宅介護支援事業者の通常の実施地域に訪問介護サービス等（福祉用具貸与事業所は除く）が各サービスごとでみた場合に５事業所未満である場合（居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域の一部が特別地域居宅介護支援加算を受けられる地域である場合、その地域の事業所数は除く。） | ・特定事業所集中減算に関する届出書 |
| ２　特別地域居宅介護支援加算を受けられる地域の指定居宅介護支援事業者である場合 | ・特定事業所集中減算に関する届出書 |
| ３　判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど、事業所が小規模である場合 | ・特定事業所集中減算に関する届出書 |
| ４　判定期間の１月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置づけられた計画件数が１月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合 | ・特定事業所集中減算に関する届出書 |
| ５　新規に指定を受け開設した指定居宅介護支援事業所である場合 | ・特定事業所集中減算に関する届出書 |
| ６　利用者の事業所を選定する過程が公正中立で適正であると認められるとともに、集中する要因として２つの要件をいずれも客観的に証明できる場合（※正当な理由一覧を参照） | ・特定事業所集中減算に関する届出書  ・２つの要件を客観的に証明できる説明資料（任意書式） |
| ７　サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合  　（例）利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。 | ・特定事業所集中減算に関する届出書  ・居宅サービス事業所の選択に関する理由書（様式１、写し）  ・様式１の選択理由が客観的に確認できる挙証資料（任意書式） |
| ８　サービスの提供にあたって指示を受けた主治の医師等との密接な連携を確保するため、医師の指示により特定の事業者に集中していると認められる場合 | ・特定事業所集中減算に関する届出書 |
| ９　その他正当な理由と日高村長が認めた場合 | ・特定事業所集中減算に関する届出書  ・正当な理由を客観的に証明できる説明資料（任意書式） |

※ご提出いただいた添付資料を基にヒアリングを実施する場合があります。

※事例によっては、上記以外の添付資料を求める場合があります。